

○芽室町新嵐山スカイパーク設置条例

昭和50年8月9日条例第48号

改正

令和2年9月1日条例第28号

芽室町新嵐山スカイパーク設置条例

芽室町新嵐山スカイパーク設置条例（昭和50年条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 町民の健全なレクリエーションと健康の増進をはかるとともに観光の振興に寄与するため、芽室町新嵐山スカイパーク（以下「スカイパーク」という。）を設置する。

（位置）

第2条 スカイパークの位置は、次のとおりとする。

芽室町中美生2線40番地

芽室町中美生2線41番地

芽室町中美生2線42番地

芽室町中美生2線43番地

芽室町中美生2線44番地

芽室町中美生2線45番地

芽室町中美生2線46番地

芽室町中美生3線39番地

芽室町中美生3線40番地

芽室町中美生3線41番地

芽室町中美生3線42番地

芽室町中美生3線43番地

芽室町中美生4線37番地

（施設）

第3条 スカイパークの利用の便をはかるため、宿泊施設、休憩施設、スキー場その他施設を設置する。

（補則）

第4条 前条の規定による施設の設置及び管理について必要な事項は、別に条例で定める。

附 則

この条例は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則（令和2年9月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。